

3 適正化事業

土地改良施設維持管理適正化事業には、土地改良施設の機能保持と耐用年数の確保を目的として実施する「整備補修事業（一般型）」及び「整備補修事業（連携管理保全型）」と、土地改良施設の防災・減災機能の強化や施設管理の省エネ化・省力化を目的として実施する「防災減災機能等強化事業」の3つのメニューがあります。

◇整備補修事業（一般型）

(1) 事業内容

施設の機能保持、耐用年数の確保のため必要となる整備補修を実施（原動機等のオーバーホール、用排水路等の整備補修）

(2) 事業費

200万円以上

(3) 事業実施主体

- ・土地改良区、土地改良区連合（地区面積 300ha 以上等）
- ・市町村、一部事務組合、JA

(4) 資金造成(全土連)

国庫補助金と地方拠出金で造成（5年1期）

(5) 国庫補助率

事業費の30%

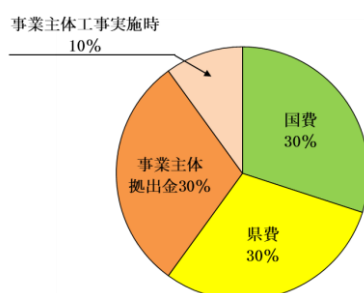
(6) 加入者等負担率

- ・土地改良区等 40%（うち実施年度に 10%上乗せ）
- ・都道府県 30%（標準）

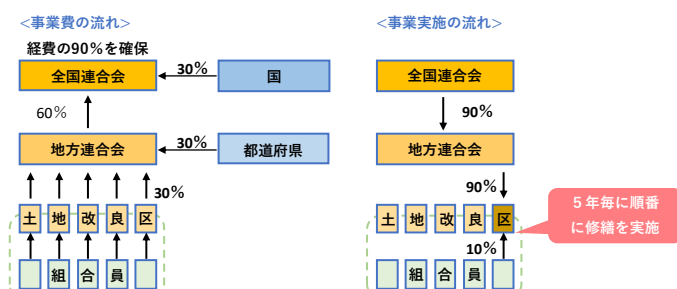
(7) 事業の仕組み

- ・5年1期の頼母子講
- ・事業は5年間のいずれかの年度に実施

事業費の負担割合



整備補充事業（一般型）の事業費・交付の流れ



◇整備補修事業（連携管理保全型）

(1) 事業内容

連携管理保全計画（通称「水土里ビジョン」）に位置付ける施設の機能保持、耐用年数の確保のため必要となる整備補修を実施（原動機等のオーバーホール、用排水路等の整備補修）

(2) 事業費

100万円以上

(3) 事業実施主体

土地改良区、土地改良区連合

(4) 資金造成(全土連)

- ・国庫補助金と財政融資資金※で1年目に造成
- ・財政融資資金を地方拠出金で償還

※1年目の事業費に占める地方負担相当額を全土連が借り入れ

(5) 国庫補助率

事業費の40%

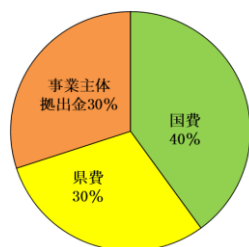
(6) 加入者等負担率

- ・土地改良区等30%
- ・都道府県30%（標準）

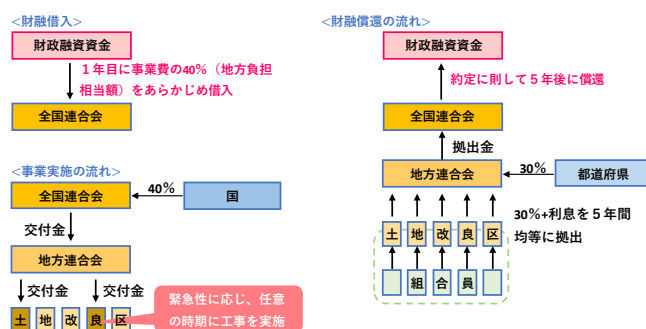
(7) 事業の仕組み

- ・単独施設で事業へ加入
- ・事業は任意の年度に実施（基本的には加入初年度に実施）
- ・土地改良区等負担額は5年均等で拠出

事業費の負担割合



整備補修事業（連携管理保全型）の事業費・交付の流れ



◇防災減災機能等強化事業

(1) 事業内容

財政融資資金を活用し、**防災・減災機能の強化、施設管理の省エネ化・再エネ利用及び省力化を図る**ために必要な施設の**整備を実施**

- ・ **防災、減災**（ため池、排水施設等の整備、用水施設の豪雨対策（堆積土砂の撤去）等）
- ・ **省エネ化、再エネ利用**（用排水機、小水力発電施設等の整備）
- ・ **省力化**（遠隔監視・制御機器等の整備）

(2) 事業費

100万円以上

(3) 事業実施主体

- ・ **土地改良区**、土地改良区連合
- ・ **市町村**、一部事務組合、JA、認可地縁団体、一般社団法人

(4) 資金造成(全土連)

- ・ 国庫補助金と財政融資資金※で1年目に造成
- ・ 財政融資資金を地方拠出金で償還

※1年目の事業費に占める地方負担相当額を全土連が借り入れ

(5) 国庫補助率

事業費の50%

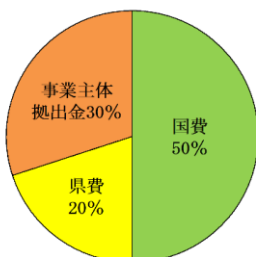
(6) 加入者等負担率

- ・ **土地改良区等 30%**
- ・ 都道府県 20%（標準）

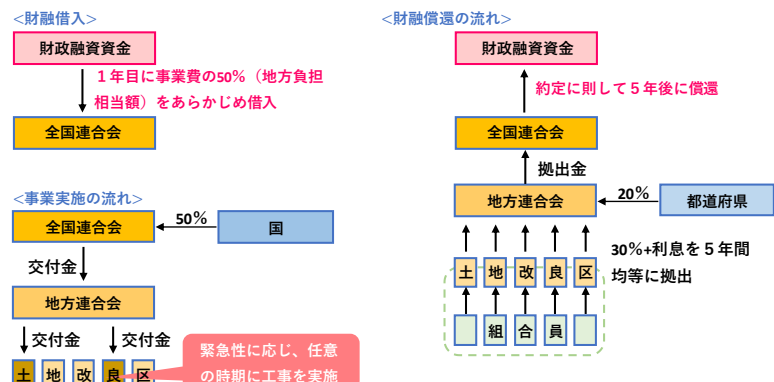
(7) 事業の仕組み

- ・ 単独施設で事業へ加入
- ・ **事業は任意の年度に実施**（基本的には加入初年度に実施）
- ・ 土地改良区等負担額は5年均等で拠出

事業費の負担割合



防災減災機能等強化事業の事業費・交付の流れ



防災減災機能等強化事業の例

◆ 防災・減災機能の強化



〔ため池護岸の整備〕



〔樋門開閉機の電動化〕

◆ 施設管理の省エネ化



〔高効率型モーターへの更新〕

◆ 施設管理の省力化



〔監視装置や水位計の設置〕

◆ 事業実施事例【施設管理の省力化】

〔水位測定装置・カメラの設置による水位の遠隔監視〕



流量	0.434 m ³ /s
水位	0.31 m
開度	1.02 m



適正化事業について、お気軽にご相談ください。

【 管理指導課：TEL 019-631-3202 】